



申9号「賃金制度等の改正について(追加)」に関する申し入れ団体交渉を行う!

第1項 車両、施設、電気において、所持する資格によって基本給の調整を行う目的を明確にすること。

- 新たなジョブ-テーションの目的・趣旨を更に深度化させるために、キャリア加算の適用範囲を拡大する。内容としては資格に着目した。
- 技術職では、基礎的な資格取得が起点となって、将来の多様な経験になると期待している。区分の変更と同様な評価が出来る。
- 車両は同じ区分で従事することが多く、その中で多様な業務を経験して、能力・働きがいの更なる伸長や視野の拡大を期待している。
- 資格取得の申告は、合格通知が出た段階で行う事ができる。
- 今施策のみをもって車両・施設・電気部門の育成方針が変更になることはない。

キャリア加算の対象が拡大となることを確認!

第2項 車両職の基本給調整(キャリア加算)を、所持する資格によって行う場合においては、二級鉄道車両製造・整備技能士取得時とすること。

- 《組合》・レールエンジニアの保有率は約70%、車両の技能士2級は約30%、1級は数%の保有率だ。難易度が高く、取得率も低い。2級から加算すべきだ。
- **「基礎的資格」に該当するのは、車両職では2級技能士だ。**
 - 職場によって1級技能士にチャレンジする環境に違いがある。悠憑する資格を取得しやすい環境を整えるべきだ。

- 《会社》・基礎的資格の選定は区分によって違い一律な基準とはならないし、取得の難易度で計れない。
- **JR 東日本の車両職の基礎として求める所は1級だと判断した。**
 - 資格取得するのが前提ではなく、キャリアとして相応しいのが1級である。
 - 資格取得のためだけではないが、技術力を高める設備は整備していく。

第3項 資格取得にかかる費用(受験料等、訓練材料、訓練にかかる移動費用)については、会社の負担とすること。

- 資格によって費用等が違い公平性を保つためにも会社が負担するべきだ。
- **資格取得の努力を通じて業務の技術力向上に繋がっている。資格取得に対して会社として支援するべきだ。**

- 資格取得は自己啓発・能力向上の一環で行うものであり、自己負担になる。
- **会社としてできることの支援は行っていく。確認!**

第4項 適性検査の結果、不適となった場合における区分の変更については、「本人の責に帰すべき事由」とはせず、基本給調整(キャリア加算)を行うこと。

【会社回答】提案の内容で妥当と考えており、見直す考えはない。

- 申1号の、適性検査が不適となった場合もキャリア加算の対象になるとの回答が変わった理由は何故か。
- ジョブ-テーションの趣旨には「多様な業務に従事することによる能力の伸長とその発揮への期待」とあり、適性検査の有無とは関連しない。

- 資格を追加しキャリア加算の範囲を拡大した。自らの発意で取得したものを対象とするため、自らの責に帰すべき事由の異動と、考え方として同居できないと判断した。
- 適性検査が不適となった場合は、区分が変わる要素の一つ。**ケースバイケース**の対応になる。

適性検査が不適となった場合も、意欲を持ってチャレンジする社員のやる気・モチベーションを下げないように、個々の状況を見て判断する。確認!

キャリア加算の適用拡大で適用者が増えることは、現段階の1つの到達点です!

キャリアの捉え方、将来の起点となる基礎的な資格の捉え方、意欲が実現できる環境づくりの課題解消に向けて取り組んでいこう!